

社団法人 日本農林規格協会定款

許可 昭和 37 年 12 月 6 日

最終改正 平成 12 年 7 月 27 日

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本農林規格協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都中央区におく。

2 協会は、理事会の議決を経て、所要の地に従たる事務所をおくことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「法」という。）に基づく日本農林規格制度及び品質表示基準制度（以下「JAS 制度」という。）その他農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度等を広く一般に普及することによって農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて農林水産業及びこれらの関連産業の健全な発展並びに一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 JAS 制度その他農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度の普及及び実施の促進に関する事業
- 二 JAS 制度その他農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度に関する研究及び調査
- 三 JAS 制度その他農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度に関する資料の印刷及び配布
- 四 日本農林規格の作成の協力に関する事業
- 五 日本農林規格製品（日本農林規格により格付けされた製品をいう。以下同じ。）の紹介及び宣伝
- 六 国際標準化機構（ISO）の策定する規格に係る審査及び登録に関する事業
- 七 農林物資に係る苦情処理の促進に関する事業

八 前各号に掲げる業務のほか、協会の目的を達成するため必要な事業

第二章 会員等

(会員の資格)

第5条 協会の会員となる資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本農林規格製品の生産、製造、小分け又は輸入の事業を行う者
- 二 関係事業者団体・企業
- 三 法に基づく登録格付機関、登録外国格付機関、登録認定機関及び登録外国認定機関
- 四 日本農林規格製品の販売その他日本農林規格製品に関連する事業を行う者であって理事会において別に定める会員資格に該当するもの
- 五 消費者団体

(加入)

第6条 協会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出して理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 協会を退会しようとする会員は、その理由を記した退会届を退会しようとする日の30日前までに会長に提出しなければならない。

(除名)

第8条 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。会長は、この場合、その総会の会日の10日前迄に、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- 一 協会の定款に違反したとき
- 二 会費の納入その他協会に対する義務の履行を怠ったとき
- 三 協会の事業を妨げる行為その他協会の目的に著しく反すると認められる行為をしたとき

2 前項の総会の議決は、会員総数の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

3 会長は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもってこれをその会員に通知するものとする。

(賛助員)

第9条 協会の趣旨に賛同する者は、賛助員となることができる。

2 第6条から前条までの規定は、賛助員についてこれを準用する。

(会費等)

第10条 会員は、会費を負担しなければならない。

2 会費の額及び負担の方法は、総会においてこれを定める。

3 賛助員は、賛助会費を負担する。

4 既納の会費又は賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第三章 役員、顧問及び職員

(役員)

第11条 協会に、役員として、理事40名以上45名以内及び監事2名をおく。

2 理事のうち、会長1名、副会長1名、専務理事1名をおく。

(役員を選任)

第12条 協会の役員は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員任期とする。

ただし、補欠の選任が役員全員に係るときは、その任期は2年とし、就任の日から起算する。

3 役員は、任期の満了又は辞任の後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員職務)

第 15 条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順序に従い、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の会務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき、協会の業務を執行する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の報酬)

第 16 条 役員は無報酬とする。

ただし、常勤の役員については、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

(顧問及び職員)

第 17 条 会長は、理事会の承認を受け、顧問若干名を委嘱することができる。

2 顧問は、協会の運営に関する重要事項につき会長の諮問に応ずる。

3 協会に、必要な職員をおく。

4 職員は、会長がこれを任免する。

第四章 総会及び理事会

(総 会)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、民法第 59 条第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 通常総会は、毎会計年度 1 回以上開催するものとし、臨時総会は、必要があるとき開催する。

4 会員総数の 4 分の 1 以上又は監事が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 会長は、総会を招集するときは、総会の開催期日の 10 日前迄に、あらかじめ、会員に当該総会の期日及び附議事項を通知しなければならない。

6 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により定める。

(定足数及び議決)

第 19 条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

3 会員は、前条第5項の規定によりあらかじめ会長から通知のあった附議事項につき他の会員から総会における議決権の行使の委任を受けることができる。ただし、委任を受けた会員は、あらかじめ、委任に係る権限を証するに足る書面を会長に提出しなければならない。

4 前項の規定により総会における議決権の行使を他の会員に委任した会員は、出席したものとみなす。

5 賛助員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議決事項)

第20条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 借入金の最高限度額の決定
- 三 会費の決定
- 四 事業計画及び収支予算の決定
- 五 事業報告及び収支決算の承認
- 六 その他理事会において総会に附議すべきものと定めた重要事項
- 七 その他協会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第21条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除き出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(理事会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会に提出する案件
- 二 財産の取得及び処分
- 三 会員及び賛助員の加入の承認
- 四 業務執行細則の決定
- 五 その他業務の執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(議事録の作成)

第 23 条 総会及び理事会においては、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名が署名押印の上、会長がこれを保存するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 正会員又は理事の現在数
- 三 会議に出席した会員の数又は理事の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨付記すること。）
- 四 議決事項
- 五 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果
- 六 議事録署名人の選出に関する事項

第五章 資産及び会計

（資産）

第 24 条 協会の資産は、次に掲げるものからなる。

- 一 会費及び賛助会費
- 二 寄附金品
- 三 事業収入
- 四 その他の収入

2 資産のうち現金は、理事会の議決を経て、適当と認める金融機関に預け入れ、又は確実な有価証券を買い入れて会長が保管する。

（事業計画及び予算）

第 25 条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会及び総会の議決を経て、農林水産大臣に報告するものとする。

（暫定予算）

第 26 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 27 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を

受け、理事会及び総会の承認をうけて、農林水産大臣に報告するものとする。

- 一 事業報告書
- 二 財産目録
- 三 貸借対照表
- 四 収支計算書
- 五 正味財産増減計算書

(特別会計)

第 28 条 協会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第 29 条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の承認を得なければならない。

(準備金の積立)

第 30 条 協会は、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を準備金として積立てることができる。

2 前項の準備金は、総会の承認を得なければ取りくずすことができない。

(会計年度)

第 31 条 協会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第六章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 協会の定款は、理事会及び総会においておのおのその構成員総数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければこれを変更することができない。

(解散)

第 33 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、理事会及び総会においておのおのその構成員総数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ解散することはできない。

(財産の処分)

第 34 条 協会が解散する場合における残余財産は、理事会及び総会において、おのおのその構成員総数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて協会と類

似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった平成 12 年 7 月 27 日から施行する。

[沿 革]

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 昭和 43 年 8 月 22 日 | 一部変更認可（副会長数の変更） |
| 44 年 7 月 31 日 | 一部変更認可（業務内容の追加、役員の報酬の変更） |
| 45 年 12 月 18 日 | 一部変更認可（副会長数の変更） |
| 50 年 7 月 30 日 | 一部変更認可（理事数の変更、字句の改正） |
| 53 年 10 月 25 日 | 一部変更認可（農林省の名称変更に伴う変更） |
| 55 年 7 月 21 日 | 一部変更認可（理事数の変更） |
| 平成 6 年 6 月 10 日 | 一部変更認可（事務所移転に伴う変更） |
| 9 年 7 月 24 日 | 一部変更認可（総会開催数の変更） |
| 11 年 6 月 29 日 | 一部変更認可（目的及び業務内容の追加等） |
| 12 年 7 月 27 日 | 一部変更認可（業務条文の追加、会員の資格の変更、役員事項の変
更） |